

令和5年度
包括外部監査報告書
及び報告書に添えて提出する意見
概要版

令和6年3月

郡山市包括外部監査人

田 中 亮

第1章 総論

包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査テーマ

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行について

(2) 監査対象部局

全部局

(3) 監査の範囲

令和4年度に執行したもの。

ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

3 特定の事件を選定した理由

補助金、負担金、交付金等（以下「補助金等」という。）は、地方自治法第232条の2において、地方公共団体が公益上必要と認める場合に限り市民や団体等に支出することができることと規定されている一方で、補助金等の長期化による既得権化や団体等の過度な行政への依存（自立性の阻害）等の問題点も指摘されることから、当該事務の執行について包括外部監査人の立場から検討を加えることは意義が大きいものと判断したため。

4 包括外部監査の実施時期

令和5年8月9日から令和6年3月31日まで

5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

(1) 包括外部監査人

田 中 亮 （公認会計士）

(2) 補助者

齋藤紀朗（公認会計士）
宗形隆司（公認会計士）
小倉昇（公認会計士）
村上芳文（公認会計士・弁護士）
阿部哲（公認会計士）
半沢裕子

6 監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 合規性（関連する行政法規に違反していないか）
- ② 経済性（無駄なコストがかかっていないか）
- ③ 有効性（目的とした成果をあげているか）
- ④ 効率性（より効果のでる方法はないか）
- ⑤ 公益性、必要性、妥当性（「郡山市補助金等適正化基本方針」に定める補助金等基本事項基準に準拠しているか）

(2) 主な監査手続

- ① 関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかについて関連文書の閲覧及びヒアリングを行った。また、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ② 経済的、効果的かつ効率的に事務が行われているかどうかを検討するため、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ③ 補助金等の公益性、必要性及び妥当性を検討するため、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

7 包括外部監査の結果

補助金等交付事務に関する財務に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指摘事項・・・ 11 件
意見・・・ 44 件

第2章 補助金、負担金及び交付金の概要

第1 補助金等の概要について

郡山市の補助金等の適正化について

(1) 「郡山市補助金等適正化基本方針」の策定の背景

補助金等は直接的な反対給付を伴わない支出であることから、一旦創設されると、長期化・固定化する傾向にある。

補助金等の見直しについては、これまでも行財政改革を推進する中で、各種事務事業の見直しとともに取り組んできたが、本市を取り巻く社会情勢は変化してきている。特に、人口減少、少子高齢化が今後ますます進むことが見込まれる中、財政状況はより厳しさを増しており、補助事業においても費用対効果を意識するとともに、行政が担う役割を明確にし、より一層の適正化・最適化を図ることが重要となる。また、現行の補助制度をより成果が上がる仕組みに「カイゼン」することは、真に補助が必要な事業に補助する仕組み作りにも繋がり、行政サービスの向上にも資するものとなる。

こうしたことから、平成31年1月に「郡山市補助金等適正化基本方針」を策定し、本方針に基づいた補助金等の適正化・最適化を推進している。

さらに、今日では、個人や企業が事業を支援する仕組みとして、クラウドファンディングなど新しい手法が拡大しているため、郡山市においてもこのような社会の動向を的確に捉えながら、補助金ありきではなく、必要な側面的支援の充実を図るなど、各種事業の更なる活性化に取り組んでいる。

(2) 郡山市の適正化に向けた具体的な取り組みについて

① 補助対象経費と対象外経費の明確化について

補助金等を交付する場合は、補助の対象となる経費を定めることが重要であり、補助対象経費は、補助目的となる事業の実施に必要な経費のみとしている。

このため、郡山市は補助対象事業における支出の全てを許容範囲とするのではなく、補助対象事業のうち、その内容と郡山市の支出費目（節・細節）に照らして整理し、補助対象経費については、補助金交付要綱に明確に規定した。

例えば「〇〇事業に要する経費」「市長が（特に）認める経費」等、抽象的な規定は、原則として、行わないこととし、補助対象経費として必要なものが新たにある場合は、その都度、補助金交付要綱の改正を行うこととした。

また、補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるよう収支予算書・決算書の様式を以下のように見直しを行った。

〇〇事業 収支予算書

1 収入

単位：円

科目	本年度予算額	前年度予算額	差額	適 要
市補助金				
会費収入				
事業収入				
繰越金				
合計				

2 支出

単位：円

科目		本年度予算額		前年度予算額		差額		摘 要
事業内容	節・細節	うち補助対象	うち補助対象	うち補助対象	うち補助対象	うち補助対象		
〇〇 事業								
△△ 事業								
×× 事業								
予備費								
合計								

〇〇事業 収支決算書

1 収入 単位：円

科目	予算額	決算額	差額	適 要
市補助金				
会費収入				
事業収入				
繰越金				
合計				

2 支出 単位：円

科目		予算額		決算額		差額		摘 要
事業内容	節・細節	うち補助対象	うち補助対象	うち補助対象	うち補助対象	うち補助対象		
〇〇 事業								
△△ 事業								
×× 事業								
予備費								
合計								

② 補助率（額）の適正化について

補助率（額）については、「補助の目的の明確化」、「補助対象経費」と併せて、公正・公平性、透明性を確保する観点から積算根拠を示し、明確化を図ることとしている。

そのため、補助率（額）については、補助金等交付要綱に明確に規定している。補助金等は、郡山市の財政状況を勘案して予算の範囲内で交付することが前提となるため、補助金等交付要綱に「予算の範囲内において補助金等を交付する。」等の規定の整備を行うが、抽象的な規定は、原則として、使用しないこととしている。

なお、郡山市では、補助金の性質が「補助を受ける者が自主的に公益的な事業を行うことに対する支援」という観点から、補助率は、原則として、補助対象経費の2分の1以下としている。

ただし、国・県等の制度による補助事業のほか、施策を推進していく上において、特に市長が認めるものについては、この限りでないものとしている。

また、定額補助については、事業費の多寡にかかわらず一定額の補助金等が交

付され、事業費の見直しが反映しないため、原則、定率補助とし、あわせて上限を定めている。

これまでの補助金等において、補助率が2分の1を超えるものについて適正化を行う際に、補助金額の削減率が大きいため補助事業に多大な影響が出る恐れがあると想定される場合は、団体等との間で補助対象経費の精査や自主財源の確保、拡大を促したうえで、段階的に適正化を図るなどの激変緩和措置ができることとしている。

【補助金等交付要綱の規定（例）】

補助金の額は、補助対象経費の2分の1以内の額とする。

※ 2分の1以内という意味は、補助対象経費の2分の1、かつ、市の予算の範囲内の額という意味である。なお、予算の範囲内で交付することを明確にするため、補助金等交付要綱の中に、「予算の範囲内において補助金等を交付する」という文言を入れることとする。

③ 歳出科目の見直しについて

補助対象事業費の全額または大部分を補助しているもので、本来市の実施すべき事務や業務を代行しているものについては、そもそも補助金等として支出することが適切であるか等、委託料など補助金等以外の手法への切り替えも含めて検討を行うものとしている。

検討した上で、当該事業を「継続」とする場合は、自主財源の確保及び当該事業の縮小等により、補助率が補助対象経費の2分の1以下となるように努め、団体等が補助金等に依存し過ぎない制度設計を検討している。

※ 補助と委託の区分について

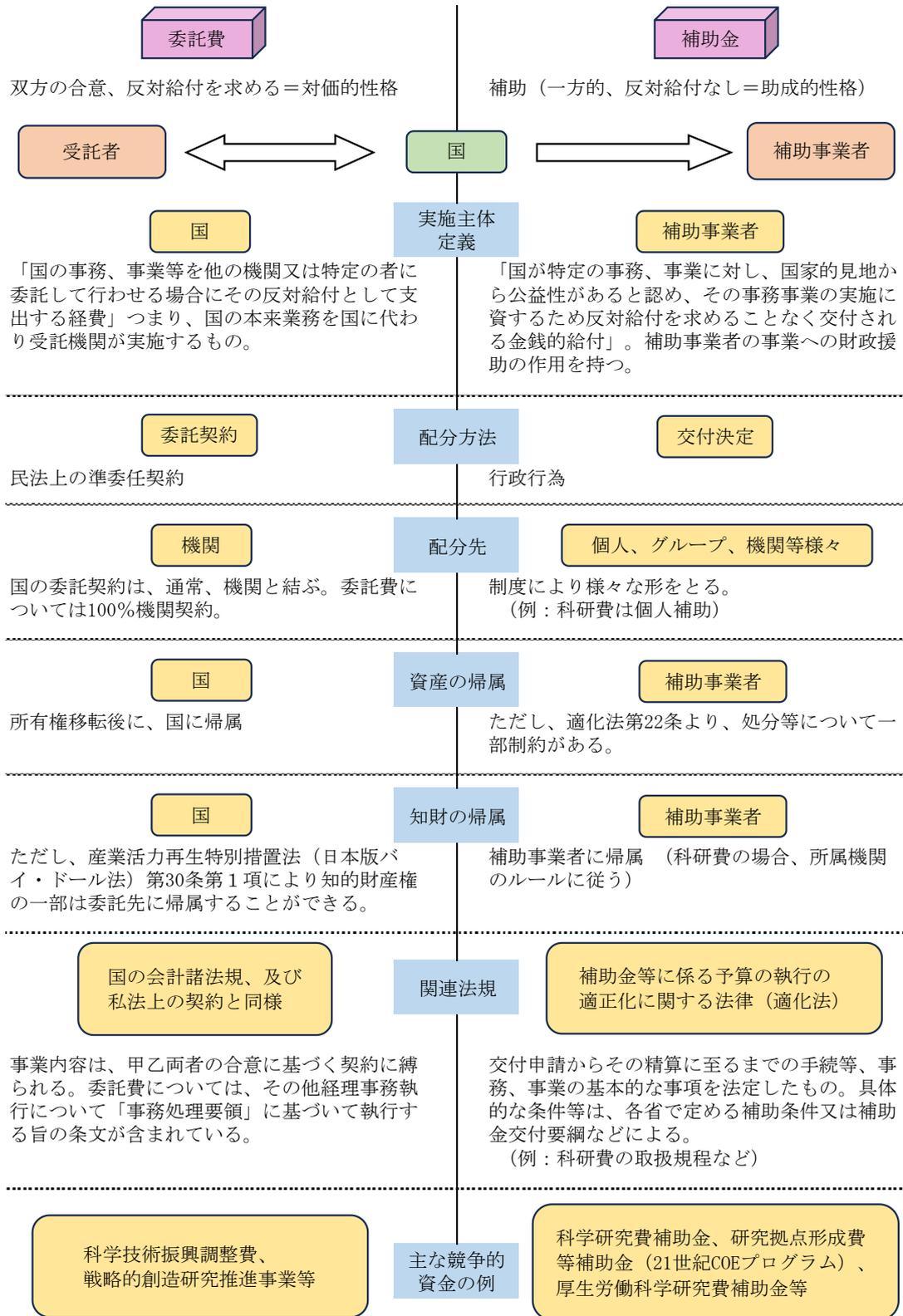
「委託」とは市が行わなければならない事業を、市に代わって他の主体が実施し、その反対給付として経費を支出するもので、事業実施主体は市であり、責任や成果は委託者である市に帰属する。

一方、「補助」により実施される事業実施主体は補助金等の交付を受けた側であり、その責任や成果も補助金等を受けた側に帰属する。

よって、事業実施についてどちらが主体となるかという視点で補助と委託のどちらが適切かを判断する必要がある。

反対に、扶助費や物品等の現物支給等歳出科目が補助金等以外のもので、実質的に補助金等と同様の目的で行っているものについては、補助金等の手法への切り替えも含めて検討を行うものとしている。

委託費と補助金の違い



(出典：「委託費と補助金の違い 資料5 (文部科学省HP)」)

④ 間接補助の見直しについて

補助金等の中には、市が補助対象とした団体等からさらに各構成団体等に再交付している「間接補助」がある。これは、実情に精通した交付団体等を通じて補助することにより、郡山市及び相手方双方にとって事務負担の軽減が図られる等の理由によるものである。

しかしながら、間接補助は、直接補助と比べ補助基準や使途の不透明化にもつながりやすく、また、補助による成果が分かりにくく、評価をしにくい要因となっている。

そのため、原則、補助金等を受けた団体から、個人または他の団体や関係組織への間接補助についてはできないものとし、現在、間接補助を行っているものについては、直接補助へ切り替えを行っているが、以下の場合については、やむを得ず間接補助を行う必要があると認め、間接補助を行うことができることとしている。

【間接補助を認める場合】

- ① 利子補給金の交付を受けるものが、その交付の目的に従い、利子を軽減して資金を融通する場合
- ② 補助金等交付団体が自主財源を上乗せして間接補助を行う場合
- ③ 間接補助を行うほうが効率性や効果を見たなかでも有意義である場合

しかし、間接補助については、間接補助事業者等に対し市の規定は直接適用されず、補助金等交付団体を通じて間接的に規制することとなるため、補助金等交付要綱において、再交付先への配分基準や審査基準を明記するとともに、補助金等交付団体が、当該基準を遵守し再交付することとする。また、実績報告にあたっては、再交付の実績に加え、再交付先における事業実績も併せて報告させることとしている。

⑤ 運営費補助の見直しについて

団体の運営費は、本来、当該団体の経常的な収益の範囲内で賄うべきものであり、仮に運営費が経常的な収益を上回っているならば、経常的な収益の増加を図る、または、管理経費の削減を図る等当該団体の自助努力によって収支の不均衡を解消すべきものと考えられる。

現在、運営費補助を行っているものの中には、個々の事業費補助に分けることが可能な場合でも、団体が交付対象となる事業を複数実施しているため、実務上の便宜から運営費補助としているものもあると考えられる。しかしながら、特定の事業に限定されていないため、補助による成果が分かりにくく、評価をしにくいものとなっている。

また、時間の経過とともに対象事業が不明確になり、補助制度創設当初の交付

目的と実態が変化しても、当該団体が存続する限り固定的に交付されるという懸念があるため、郡山市の補助金等の交付にあたっては、事業費補助を原則とし、既存の運営費に対する補助金等についても事業費補助へ移行するよう見直しを行っているが、次の場合は、運営費についても補助することができるものとしている。

【運営費補助を認める場合】

① 団体の育成を主な目的とする場合

公益上必要とされる事業を行う団体で、経済的な運営基盤が必ずしも強固ではなく、援助が必要と認められる場合は、団体が自立して活動環境を整えるための一定期間に限り補助を行うことができるものとする。なお、その際は、以下の点に留意することとする。

ア 団体構成員から会費を徴収するなど、経常的な自主財源の確保に努めていること。

イ 直近の決算における繰越金の額が補助しようとする額と対比して多大ではないこと。

ウ 交付期間は通算3年以内とし、再度の交付は行わないこと。ただし、期間内であっても一定の自立が認められる場合は、その時点で補助を終了すること。

② 行政の施策を代替（補完）する団体の活動を支援する場合

行政の施策を代替又は補完して公益的な活動を行う団体で、その団体の存続が市にとって不可欠であり、代替できる団体が他にいない場合は、団体運営費を補助対象とすることができるものとする。なお、その際は、以下の点に留意することとする。

ア 団体構成員から会費を徴収するなど、経常的な自主財源の確保に努めていること。

イ 直近の決算における繰越金の額が補助しようとする額と対比して多大ではないこと。

ウ 市と団体の役割分担を明確化すること。

なお、運営費補助を行う場合は、団体の決算、経営状況の検証を行い、補助の妥当性を確認のうえ、決定することとしている。

また、運営費補助を行う場合でも、運営費と事業費を明確に区分することはもとより、運営費部分についても、交付先の運営全般を補助対象とするのではなく、補助対象経費の特定、目的・効果等について十分な検証を行った上で、補助金等交付要綱に定めるとともに、補助金等の名称についても運営費補助であることを明確にするため「〇〇運営費補助金」と名称の統一化を図っている。

⑥ 補助金等交付団体への指導について

ア 自主財源の確保について

郡山市として限られた財源の中で補助金等を交付している現状を踏まえ、団体等自らも補助金等の目的や主旨等を再確認するとともに、郡山市においては、団体等に補助金等は永続するものではないことを十分に説明し、成果の検証を通して、自立運営に向けた自主財源の確保等についても努めることを促している。

イ 団体等の繰越金について

団体等の決算書を確認することにより、団体等に繰越金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性を検証している。

ウ 補助金等で取得した備品等の管理について

団体等が補助金等を財源として取得した備品等については、「備品台帳」や「財産目録」等を整備する等、適正な維持管理を団体等に指導・助言している。

さらに、財産の現状確認や使用状況等を把握するために、団体等に対し、必要に応じて監査等を実施し、適正な管理の徹底を促している。

⑦ 補助制度の透明性の確保について

補助制度について、郡山市のウェブサイト等を活用して広く市民に周知するとともに、補助事業の内容、成果等実績についても公表し、補助事業等への参加機会と補助制度の透明性を図っている。

⑧ 新たな制度の創設について

郡山市では、平成 26 年度から協働のまちづくりの推進を図るため、市民活動団体等から、その専門性、柔軟性等を生かした地域課題及び社会的課題の解決や市民サービスの向上等につながる公益的な事業を募集し、市と協働により実施する制度として「市民協働政策提案制度」を行っている。この制度は補助金等ではなく委託で行っているが、こうした制度に加え、補助制度等の財源を税だけで賄うのではなく、市民や企業からの寄附を募る、いわゆるクラウドファンディング等新たな手法の導入等についても今後、更なる検討を行っている。

⑨ 補助金等の交付と施設使用料の減免との関係について

補助事業者等が、補助金等の受領や公共施設使用料の減免など、複数の補助（支援）を受けている場合等、その補助（支援）のあり方について、使用料の見直し時期等に合わせ取扱いを検討している。

第2 監査対象とした補助金等の概要

監査対象とした補助金等の抽出方法及び監査手続

(1) 監査対象等の選定

監査人が、総務部総務法務課に依頼した令和4年3月 郡山市議会定例会議案で提出された「令和4年度補助金等一覧表（補助金等の交付先が「団体」であるもの。原則として「個人」対象の事業は除く。）」を基礎として、以下の方法により監査対象を選定した。

① 原則

ア. 令和4年度の当初予算で、1件100万円以上

イ. 郡山市の単独補助（郡山市の自主財源）。

ウ. 国・県の制度補助があっても郡山市の独自の上乗せ割合が高い事業

② 総務部総務法務課と協議して、上記①のうち近年に郡山市包括外部監査で対象となった補助金等は除外した。また、できる限り幅広く所管部局の実施している補助金等を対象とした。

(2) 質問調査の実施

選定した補助金等について、包括外部監査人が作成した以下の質問調査票を各所管部局に送り回答を入手した。

補助金等質問一覧表

No.	質問項目
1	補助金等は公益上の必要性がありますか？
2	補助金交付要綱等（負担金の場合は、基本協定や覚書等）は作成されていますか？
3	補助金交付要綱等において、補助の目的、補助対象経費、申請書等の様式を具体的に規定していますか？
4	補助金申請事業者が、決算上多額の繰越金を有している場合、補助金の交付要件等のひとつとして審査の際に考慮すべき事項としていますか？
5	補助金交付要綱等は各所属において、Web公開していますか？
6	補助金交付の仕組みを直近5年間（平成30年度～令和4年度）で具体的に見直しを行いましたか？
7	当該補助金等については、終期が設定されていますか？
8	要綱上、補助対象経費から消費税を除外するなど、消費税の取り扱いは明確になっていますか？
9	補助金等交付申請者からは「補助金等交付申請書（第1号様式）」を入手していますか？
10	交付申請時の添付書類である、「事業計画書」「収支予算書」は入手していますか？（入手しない場合は、要綱に規定していますか？）
11	交付申請時の添付書類である、「その他の書類」がある場合、要綱上具体的に規定していますか？
12	補助金等の趣旨や使途、補助対象事業、補助対象経費や対象外経費について、毎年度、交付申請などに、補助対象団体と情報共有を図っていますか？
13	各所管課において、補助対象団体からの質疑等を蓄積しQ&A化するなど、基準の明確化に努めていますか？
14	補助対象事業で補助金を充当することができる備品等の購入や施設・設備の整備など、効果が複数年見込まれる固定資産の取得がある場合、それらの使用の限定や処分制限について、なんらかの形で周知していますか？また、「備品台帳」や「財産目録」等の整備はどのように指導・助言していますか？
15	事業費補助ではなく運営費（事業の直接実施に関係しない事務局経費等）に対する補助の場合、運営費そのものの経費削減等の条件や見直しのための期限等を設けていますか？
16	補助金等の交付事業に関して、事業実施の途中で進捗管理等のモニタリングを実施していますか？
17	補助金等交付申請者からは「補助事業等実績報告書（第7号様式）」を入手していますか？
18	実績報告時の添付書類である、「収支決算書」は入手していますか？
19	実績報告時の添付書類である、「その他の書類」がある場合、要綱上具体的に規定していますか？
20	実績報告時に領収書等の添付を求める場合は、要綱上に規定していますか？
21	補助事業者には、当該補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類の保存期間を要綱に明記していますか？
22	実績報告書の提出は、事業完了の日から2か月又は3月31日までのいずれか早い日まで行わせていますか？
23	補助事業の実績報告を受けたときに、現地調査を実施したことはありますか？
24	通常払いか概算払いかを問わず、年度末（3月31日）までに補助対象事業の履行確認を行っていますか？
25	「補助金等交付決定通知書（第2号様式）」は、交付を決定した際に「速やかに」通知していますか？（決定から通知まで期間の期間ほどの程度でしょうか？）
26	成果指標等について、毎年度評価を実施していますか？
27	定期的（4年毎）に期間内の成果実績の総合評価を行っていますか？
28	総合評価の結果、拡充・継続・改善・廃止のどれに該当しますか？
29	直近3年間（令和2年度～令和4年度）で補助事業計画を変更・中止・廃止した事例はありますか？
30	直近3年間（令和2年度～令和4年度）で補助金等の交付決定を取り消したことや是正措置を命じたことはありますか？
31	直近3年間（令和2年度～令和4年度）で補助金等の一部または全部が返還を命じた事例はありますか？

(3) 関係資料の閲覧・質問等

質問調査の結果を参照しながら、所管部局で作成及び保管されている関連資料等を閲覧し、担当者等に質問を実施して事業内容を確認した。

第3章 補助金等の全体に関する監査結果

1 交付要綱への補助する目的の明示

郡山市補助金等適正化基本方針の「3 補助金等の適正化について (1) 事業内容、成果（指標の設定）について ①補助目的の明確化について」において、「補助金等については、公益性を担保するため、補助する目的（理由）を具体的かつ明確にするとともに、補助金等交付要綱の中に規定します。」との記載がある。

また、補助金等交付事務マニュアルにおいても、「補助の目的、補助対象経費については、要綱上、具体的に規定すること。」との記載がある。

しかしながら、補助金等交付事務マニュアルにおいて記載されている、補助金等交付要綱を作成する場合に参考とすべき「標準的な要綱例」は、要綱を定める趣旨（目的）の記載はあるものの、補助の目的自体を記載する文例になっていない。そのため、各補助金等の交付要綱では、補助金等を交付する目的自体が曖昧となっている。

「補助金等交付事務マニュアル」から一部抜粋

4 標準的な要綱例

補助金等交付要綱を作成する場合は「標準的な要綱」を参考に制定すること。ただし、国県補助金関連で国県から提示された要綱がある場合は、それらを基本とすること。

郡山市〇〇負担金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「事業」という。）の円滑な運営を図るため、〇〇〇〇に対する負担金の交付に関して、郡山市補助金等の交付に関する規則（昭和48年郡山市規則第18条。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

※具体的な事業内容及び事業名を規定する。

【意見】

補助する目的自体を公益性の観点から踏まえて記載した文例を、補助金等交付事務マニュアルの「標準的な要綱例」に追加すべきである。

2 暴力団排除条項の創設

暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本的な事項を定めることにより、暴力団の排除を

推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的として、平成24年12月1日に「郡山市暴力団排除条例」を制定している。

「郡山市暴力団排除条例」より一部抜粋

(目的)

第1条 この条例は、暴力団が市民生活及び社会経済活動に多大な脅威を与え、市民の人権を脅かしている状況に鑑み、暴力団の排除に関し、基本理念を定め、市及び市民等の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策の基本的な事項を定めることにより、暴力団の排除を推進し、もって市民の安全で平穏な生活を確保し、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

(公共工事等における措置)

第8条 市は、公共工事、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないものをいう。以下この条において同じ。）の交付その他の市の事務又は事業（以下「公共工事等」という。）の実施において、暴力団を利さないため、暴力団員又は社会的非難関係者（暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者として県規則第4条に規定する者をいう。次条において同じ。）の公共工事に係る契約及び当該契約の下請に係る契約並びに給付金の交付の相手方からの除外その他の必要な措置を講ずるものとする。

同条例第8条において、給付金（補助金その他の相当の反対給付を受けないもの）についても、給付金の交付の相手先から除外その他の必要な措置を講ずることになっている。

しかしながら、郡山市の補助金等交付行政の土台となる「郡山市補助金等の交付に関する規則」において、暴力団排除に関する規定がない。

【意見】

補助金等交付行政から暴力団を排除するためには、交付申請の対象者からの排除と、仮に誤って交付されてしまった場合の取り消し及び返還の規定を明確化しておく必要がある。

「郡山市補助金等の交付に関する規則」において、暴力団排除について明確化されたい。また、特に不要な場合を除き各補助金等の交付要綱にも暴力団排除条項を記載されたい。

3 指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金について

令和2年度の包括外部監査（テーマ：公益財団法人郡山市観光交流振興公社の運営に係る事務の執行について）において以下の指摘事項があり、市では以下の対応を講じることとしている。

監査の結果（抜粋）	対応状況（抜粋）
「郡山市指定管理者制度ガイドライン」によると、指定管理料の積算には共通経費が入っていない。事業体が継続的に活動するためには共通経費は欠かせないものであるため、市と公社の間で共通経費をどのように取り扱うかを確認しておく必要がある。	指定管理料の積算における共通経費の取扱いについては、令和3年3月に改訂した「郡山市指定管理者制度ガイドライン」により、令和4年度の指定管理公募案件から、共通経費（一般管理費）を計上しております。

上記の市の対応のとおり、現行の「郡山市指定管理者制度ガイドライン」の指定管理料の積算として下記のとおり規定されている。

費目/細目	計上する内容 (単価×数量)	積算の考え方
一般管理費	施設特性に応じ、計上の有無を検討すること。	

市の外郭団体が指定管理者となっている施設は以下のとおりである。

全ての施設について現行の指定期間は令和5年度で満了するため、令和5年度において次期指定期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日の5年）に係る指定管理者の選定を行っており、下表はその選定結果に基づき記載したものである。

団体名	団体所管課	選定単位名称	選定単位内施設名	選定単位所管部課
社会福祉法人 郡山市社会福祉事業団	保健福祉総務課	総合福祉センターほか福祉施設	福祉センター	保健福祉総務課
			中央老人福祉センター	
			中央デイ・サービスセンター	
			富久山デイ・サービスセンター	
		障害者福祉施設	障害者福祉センター	障がい福祉課
			花かつみ豊心園	
			緑豊園	
		更生園・希望ヶ丘学園	更生園	障がい福祉課
			希望ヶ丘学園	
		湖南地区福祉・集会施設	湖南デイ・サービスセンター	健康長寿課
			サニー・ランド湖南	
		逢瀬荘	逢瀬荘	健康長寿課
		地域交流センター	三穂田地域交流センター	健康長寿課
			喜久田地域交流センター	
日和田地域交流センター				
西田地域交流センター				
中田地域交流センター				
八山田こども公園・希望ヶ丘児童センター	八山田こども公園	こども家庭未来課		
希望ヶ丘児童センター				
公益財団法人 郡山市文化・学び振興公社	文化振興課	麓山地区集会施設	労働福祉会館	産業雇用政策課
			男女共同参画センター	
		市民文化センター	市民文化センター	文化振興課
		ふれあい科学館	ふれあい科学館	文化振興課
		歴史・文化施設	開成館、安積開拓入植者住宅(旧小山家、旧坪内家)、安積開拓発祥地(旧立岩邸)	文化振興課
			文学の森資料館(文学資料館、久米正雄記念館)	
大安場史跡公園				
公益財団法人 郡山市観光交流振興公社	観光課	畜産振興センター	畜産振興センター	園芸畜産振興課
		郡山カルチャーパーク	郡山カルチャーパーク	公園緑地課
		都市公園	21世紀記念公園	公園緑地課
			麓山公園	
			野鳥の森学習館	
			五百淵公園	
			荒井中央公園	
		平成記念郡山こどものもり公園		

一方、上記3団体については、各団体の一般管理費を補助対象として以下のとおり法人管理費補助金が交付されている。(単位：千円)

団体名	補助金名	令和4年度 交付額	令和5年度 予算額	令和6年度 当初予算
(社福) 郡山市社会福祉事業団	(福) 郡山市社会福祉事業団法人管理費補助金	61,535	62,548	63,089
(公財) 郡山市文化・学び振興公社	(公財) 郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金	50,192	52,754	52,365
(公財) 郡山市観光交流振興公社	(公財) 郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金	34,034	35,124	35,971

【指摘事項】

「郡山市指定管理者制度ガイドライン」に基づき指定管理料の積算において一般管理費を計上している場合には、従来どおりの法人管理費補助金を交付すると二重に支出される可能性があることから、指定管理料の積算に含める一般管理費の範囲と法人管理費補助金で対象とする一般管理費の範囲を整理する必要がある。

特に指定管理料の積算を行う施設所管部署（選定単位所管部署）と法人管理費補助金の交付を行う団体所管部署が異なる施設については、両部署で調整を行う必要がある。

第4章 個別補助金等の監査結果

第1 監査の視点

1 基本的視点

- (1) 合規性（関連する行政法規に違反していないか）
- (2) 経済性（無駄なコストがかかっているか）
- (3) 有効性（目的とした成果をあげているか）
- (4) 効率性（より効果のでる方法はないか）
- (5) 公益性、必要性、妥当性（「郡山市補助金等適正化基本方針」に定める補助金等基本事項基準に準拠しているか）

2 具体的視点

主に以下の点について、関連資料の閲覧、担当者等への質問及び分析（他の中核市との比較、過年度比較等も含む）等を実施した。

- ・補助金等の対象は適切か、公益上の必要性はあるか。
- ・要綱で、補助の目的、補助対象事業年度、補助対象経費、申請書等の様式等の個別事項について規定しているか。
- ・補助金等の金額の算定、交付時期、期間等は適切か。予算は適切に算定され決定されているか。
- ・規則で「市長が別に定めるもの」となっている規定を適用する場合は、要綱に規定しているか。
- ・補助の目的、補助対象経費について、要綱上具体的に規定しているか。
- ・委託料など補助金等以外の手法への切り替えが可能ではないか。
- ・補助対象経費として必要なものが新たにある場合は、その都度要綱の改正を行っているか。
- ・補助額（補助率）について、具体的に規定しているか。
- ・補助率は、補助対象経費の2分の1以下になっているか。
- ・原則、定率補助となっているか。
- ・要綱について、各所属においてウェブサイト公開しているか。
- ・各所管課において、補助対象団体からの質疑等を蓄積しQ&A化するなど、基準の明確化に努めているか。
- ・交付申請時の添付書類は適切に提出されているか。
- ・交付申請書の内容は、「補助金等交付申請書チェックリスト」に照らして妥当か。
- ・交付申請書の内容は、所管課担当職員が審査の上、複数人でチェックされているか。

- 補助金等の趣旨や使途、補助対象事業年度、補助対象経費や補助対象外経費について、毎年度、交付申請前などに、補助対象団体と情報共有を図っているか。
- 適宜、補助事業の進捗管理を行っているか。
- 補助金等交付決定通知書は、交付決定した際に「速やかに」通知しているか。
- 通知決定通知書の内容は、「補助金等通知決定通知書チェックリスト」に照らして妥当か。
- 実績報告時の添付書類は適切に提出されているか
- 交付申請書の内容は、「補助金等実績報告書チェックリスト」に照らして妥当か。
- 実績報告書の内容は、所管課担当職員が審査の上、複数人でチェックされているか。
- 実績報告書の提出は、事業完了の日から2か月又は3月31日までのいずれか早い日まで行わせているか。
- 成果指標等について、毎年度評価を実施しているか。
- 補助金等について終期を設定しているか。
- 定期的（4年毎）に期間内の成果実績の総合評価を行っているか。
- 総合評価の結果、拡充・継続・改善・廃止のどれに該当するか。
- 間接補助の場合は、交付要綱において、再交付先への配分基準や審査基準が明記されているか。
- 運営費補助の場合、「〇〇運営費補助金」と名称が統一化されているか。
- 団体等に繰越金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性に問題はないか。

第2 監査の結果

1 防犯協会連合会運営費補助金

【指摘事項】

(1) 代表者名義が市長（個人）である場合の交付決定について

郡山地区防犯協会連合会の代表は郡山市長（個人）であった。補助金等交付申請書の提出先は郡山市であるから、郡山地区防犯協会連合会の代表としての市長（個人）が、市長（市）に対して申請書を提出し郡山市が審査のうえ市長（市）の名義で交付決定をしている。

このように、同一人物が双方の代理を行っているものであり、形式的には申請するものと申請をチェックする者が同一であるので、利益相反と捉えられる可能性がある。

このような場合は、他市の例をみると「市長の権限に属する事務の一部を臨時に代理する者を定める規則」という規則に則り、市長が（市に申請をする）相手方団体の代表であるときは、郡山市は、「臨時代理」が市長を代理する形式をとっている。

この規則（またはこの規則に類する取り決めなど）は、現状、郡山市にはないとのことであるが、これを機会に郡山市の関係部局全体で策定を検討すべきである。

なお、本補助を受けている郡山地区防犯協会連合会は、過去から歴代の郡山市長が会長に就任していたようである。この点、私見では、市長自らが会長になる必要性は感じられなかった。規程の策定とは別に、市長が外部団体の会長を兼務する必要性についても再確認し、必要がない役職については変更を求めてもよいかもしれない。

【意見】

(2) 交付金額の定期的な見直しについて

郡山北地区防犯協会連合会の令和4年度の収支決算によると、会員からの会費収入が465,000円のところ、郡山市からの補助金収入が2,470,000円と差が大きかった。もう一方の交付先である郡山地区防犯協会連合会は同会費収入が約1,475,000円であり補助金収入が3,630,000円となっているので、郡山北地区防犯協会連合会の会費収入は相対的に少ない。

防犯協会の活動は地域の方々が恩恵を受けるので、補助金ではなく地域の方々等関係者の会費の収入でまかなえるのが理想である。この点、郡山北地区防犯協会連合会としても、「賛助会員を増やす努力（依頼や広報）を行っているが、コロナ禍、物価高等の影響もあり会費の増加が難しい状況」とのことである。

本交付金額は、上記(2)の交付金額の推移及び件数で、過去3年間の当初予算額と決算額が同額であることから見て取れるように、2つの連合会に対して予め定まった金額を交付するという運用である。

この運用では、過去の踏襲ということであるから、交付金額の妥当性について変更・見直しが働きづらいと思われる。他の団体に対する補助金も含め、単に過去を踏襲するのではなく、市の財政状況や住民の要望等にも照らし、適正な交付金額規模を見出せるよう留意してほしい。

2 郡山市保健委員会事業運営補助金

【意見】

(1) 概算払の根拠について

概算払の根拠について、要綱で規定されることが望ましいと考える。

資料閲覧したところ、概算払がなされていることが確認されたが、要綱上は概算払の規定が存在しない。郡山市補助金等の交付に関する規則第16条の2第2項では、「補助金等の交付の目的を達成するため、または補助事業等の性質上必要があると認めるときは、市長が別に定めるところにより、(中略)全部または一部を概算払の方法により支出することができる」と規定されているため、概算払が行われていること自体は問題ではないと考えるが、他の補助金の規定では、要綱に概算払の規定が存在し、それに従い支払いがされているため、本補助金においても要綱上で概算払の規定を設けることが望ましい。

【意見】

(2) 補助対象経費について

補助対象経費について、要綱に明確に定めることが望まれる。

市担当者へ質問した回答によると、補助対象経費について市の歳出予算に準ずる費目の整理は実施されているものの、補助金交付要綱には規定してこなかったとのことであった。

郡山市補助金等適正化基本方針では、「補助対象経費については、補助金交付要綱に明確に規定します。」「〇〇事業に要する経費等、抽象的な規定は、原則として、行わないこととします。」とあるため、本来は補助対象経費について補助金交付要綱に明確に規定する必要がある。

3 サマーフェスタ実行委員会負担金

【指摘事項】

(1) 交付事業内容の変更手続について

交付要綱において、「交付事業の内容の変更の手続」として、以下のように定めている。

第5条 負担金の交付の決定を受けた者は、事業の内容を変更しようとするときは、規則第9条第1項の規定により、申請するものとする。

2 規則第6条第1項第1号に規定する軽微な変更は、次の各号のいずれにも該当する変更とする。

(1) 交付対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更

(2) 事業計画の細部の変更であって、補助金額の増額を伴わない変更

本負担金においては、交付対象経費（総事業費から飲食費、予備費を除く）が予算額28,550千円から決算額42,728千円と約50%増加しており、上記規定の「交付対象経費の総額の10分の2に相当する金額以内の変更」に該当せず、事業内容の変更の申請が必要である。

この点について担当者へ質問した結果、負担金交付額に変更がなかったことから変更申請を不要としたとのことであるが、負担金交付額を変更するかどうかは変更申請を受けてその内容を審査した上で行われるべきであり、本件の取扱いは、上記の規定に違反しており、適切な処理ではない。

交付額は、交付要綱において「総事業費から事業収入額を控除した額を上限とし、予算の範囲内で定める額」としており、今回の場合、協賛金や出店料等が予算よりも増加していることから、予算の前提として計画された事業を行うのであれば、郡山市の負担金を減額する措置もあったと考えられる。対象事業が効率的に運営されているかの検証を行うため、交付要綱に定める手続を適切に運用する必要がある。

【意見】

(2) 補助対象経費の明確化について

本負担金の交付対象経費は、交付要綱において「事業運営費、会場設営費、広告宣伝費、会議費その他のサマーフェスタの開催に要する経費」とされているが、実務上は、補助対象者の収支予算の支出のうち、飲食費、予備費を補助対象外としているとのことである。

郡山市が令和3年5月に策定した「補助金等交付事務マニュアル」において、以下のように規定されている。

(ウ) 補助の目的、補助対象経費の明確化

・ 補助の目的、補助対象経費については、要綱上、具体的に規定すること。
他市の監査等で、公金でまかなうことがふさわしくないもの（交際費、慶弔費、懇親会費など）に対して補助金を支出していたことを指摘されている事例があり、本市においても明確に規定する必要がある。特に、要綱で補助対象経費を「〇〇事業の実施に要する経費」と大雑把にしているものは、見直しが必要。（「郡山市補助金等適正化基本方針（H31.1策定）」に基づく見直しを実施する。）

本負担金について、飲食費はチケット売上により賄われることが想定されているのであれば、交付要綱において、交付対象経費の除外事項として明確化する必要がある。

【意見】

(3) 事業の効果について

事業目的の1つとして「観光誘客」が掲げられているが、事業の成果指標は「来場者数」のみとされており、「市外からの来場者」は指標とされていない。事業目的である「観光誘客」の視点から、適切な成果指標を掲げ、補助対象者が行う事業内容についても、成果指標の達成に有効なものか検証することが望まれる。

4 公益財団法人郡山市観光交流振興公社法人管理費補助金

【意見】

補助金額の妥当性の検証について

本補助金は当法人の管理経費を対象にしており、市は当法人の管理経費のほぼ全額を補助している。

一方、「郡山市補助金等適正化基本方針」において、団体等の繰越金が発生している場合は、補助金等の必要性及び補助金額の妥当性を検証することとしている。

当法人においては、管理経費だけを見ると収支は一致しており繰越金がないことになっているが、令和4年度末の現金預金が1億4,900万円計上されており、市が法人設立時に運転資金として出捐した運用財産を除き、過年度を含めて事業収支において繰越金が生じていたものと考えられる。

公益法人においては、公益目的事業会計から収益事業会計や法人会計への利益の移転を行うことができないという制約はあるが、当法人における今後の事業計画に基づく収支見通しを踏まえて、制度の枠内において管理経費の一部を事業収支や繰越金で賄うことができる場合は補助金額の減額を行うなど、補助金額の妥当性について適切に検証することが望まれる。

また、第3章3 指定管理者となっている外郭団体への管理費補助金について の再掲となるが「郡山市補助金等適正化基本方針」では、運営費補助の見直しが掲げられ

ており、事業費補助に移行するよう見直しを図ることとされている。当法人に関連して令和6年度以降の指定管理制度において指定管理料に共通経費を含めることとされており、その場合には本補助金で従来賄われていた共通経費の一部が指定管理料で賄われることになることから、本補助金のあり方についても検討する必要がある。

なお、現状、当法人が指定管理者となっている施設を所管する部署が公園緑地課及び園芸畜産振興課であるのに対して、当法人を所管する部署は観光課である。当法人に関わる指定管理制度及び本補助金制度を適正に運用するために、所管する部署を同一とするなど事務分掌のあり方についても検討する必要がある。

5 私道整備事業費補助金

【指摘事項】

財産処分制限条項の補助金等交付決定通知書への記載について

郡山市の「補助金等交付決定通知書チェックリスト」において、財産処分の制限について「財産処分の制限に該当する補助事業の場合は、摘要欄に記入例のとおり記入したか。」とのチェック項目が掲げられている。

本補助金の交付要綱第13条において財産処分の制限について規定されているが、補助金等交付決定通知書にその旨の記載が行われていない。

質問の結果、交付要綱に基づいた取扱いであることから、交付決定通知書への記載をしていないとのことであったが、交付対象者への注意喚起のためにも、記載を徹底する必要がある。

6 学校給食費補助金

【意見】

学校給食費の公費負担について

学校給食費の公費負担について、保護者が負担する給食費（食材費）の総額は、令和4年度実績では約14億3,000万円であり、この全額を毎年公費で負担した場合、市の財政運営及び将来における安定的な学校給食運営に支障を来すことが懸念される。また、限られた財源で給食を提供することとなるため、食事内容が質素になり品数も少なくなり、栄養バランスを考えた食事を提供できなくなるといった懸念もある。

しかしながら、低所得世帯においては給食費の家計負担は大きいため、当該給食費の負担が家計に影響を及ぼすことで、費用面の制約により子どもたちの学びの機会を奪うこともありうる状況下では、全額公費負担により、各家庭において子どもたちの学びの機会や成長に必要な費用に割り当てることが可能となる。

また、給食費の無償化により、教職員の給食費の集金や滞納への対応に要する時間

や精神的負担がなくなるため、教職員が教育や勉強に軽減された分の時間等をより注力できるようになるといった副次的な効果も期待できる。

中学校については既に独自財源を充当しているが、小学校については現在は臨時交付金を使用している。仮に当該臨時交付金がなくなったとしても、「第2期郡山市ニコニコ子ども・子育てプラン」に掲げた基本理念である『「子ども思い」を第一に考えるまち こおりやま』の実現のため、是非とも当該支援体制を継続されたい。

7 郡山市明るいまちづくり推進委員会協議会負担金

【指摘事項】

(1) 様式のアップデートについて

収支予算書及び収支決算書様式が、「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していない。補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるよう見直し後の収支予算書及び収支決算書の様式を使用すべきである。

【意見】

(2) 交付要綱における必要書類の明示について

交付申請時及び実績報告時には、再交付先である各地区の書類等も徴求している。交付要綱上も必要書類として明示されたい。

8 郡山市民文化祭負担金

【指摘事項】

(1) 様式のアップデートについて

収支決算書様式が、「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していない。補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるよう見直し後の収支決算書の様式を使用すべきである。

【意見】

(2) 実績報告時の提出書類について

「補助金等交付事務マニュアル」において、交付申請時及び実績報告時の提出書類は具体的に規定することになっている。実際の実績報告書を確認すると、実績報告時には収支決算書のほか、主催行事・参加行事実績報告と会計監査報告書を徴求している。

実績報告時の提出書類として規定している「その他市長が必要と認めて指示する書類」では添付すべき書類が不明確であるため、実行委員会負担金毎に別表形式等で具体的な添付書類を規定されたい。

9 公益財団法人郡山市文化・学び振興公社法人管理費補助金

【指摘事項】

補助金の名称について

当該補助金は公益財団の安定的な運営を支援することを目的としており、運営費を補助するものである。「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、補助金等の名称について運営費補助であることを明確にするため「公益財団法人郡山市文化・学び振興公社法人運営費補助金」と名称を改める必要がある。

10 郡山市体育協会補助金

【指摘事項】

(1) 補助金の名称について

当該補助金は郡山市体育協会事業の円滑な運営を支援することを目的としており、運営費を補助するものである。郡山市補助金等適正化基本方針に基づき、補助金等の名称について運営費補助であることを明確にするため「郡山市体育協会運営費補助金」と名称を改める必要がある。

【指摘事項】

(2) 様式のアップデートについて

収支予算書及び収支決算書様式が、「郡山市補助金等適正化基本方針」で見直された様式を使用していない。補助対象経費と補助対象外経費が明確に区分、把握できるよう見直し後の収支予算書及び収支決算書の様式を使用すべきである。

【指摘事項】

(3) 再交付の実績について

当該支出項目の中に、間接補助に該当するものが含まれている。実績報告の際には、「郡山市補助金等適正化基本方針」に基づき、再交付の実績及び再交付先の事業実績もあわせて報告すべきである。

【意見】

(4) 実績報告時の提出書類について

交付要綱上、実績報告は規則 14 条に従うことになっている。当該規則では実績報告時の提出書類を「収支決算書」と「その他市長が必要と認めて指示する書類」と規定している。実際の実績報告書を確認した結果、添付書類として「収支決算書」と「事業報告書」を徴求している。交付要綱上、交付申請時の添付書類が明示されているのに対して、実績報告時の添付書類が曖昧となっているため、実績報告時の添付書類も交付要綱上明示されたい。